［声明］日本学術会議法案の衆議院採決に抗議し、参議院での徹底審議を通して同法案を廃案とするよう求めます

2025 年 5 月 23 日
東京私大教連中央執行委員会

2025 年 5 月 13 日、衆議院本会議は、日本学術会議法案を可決し、参議院に送付しました。同法案は、「国の特別の機関」である現行の日本学術会議（以下、「学術会議」という）を廃止し、「特殊法人」として設立するというものです。

同法案は、学術会議が示したナショナル・アカデミーとしての 5 要件（①学術的に国を代表する機関としての地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立）のうち、③④⑤を充たしておらず、学術会議の独立性を毀損し、我が国の科学者の代表機関である学術会議の本質を変質させるものであり、強い憂慮を抱いています。

学術会議は、第 194 回総会（2025 年 4 月 15、16 日開催）において、声明「次世代につなぐ日本学術会議の継承と発展に向けて～政府による日本学術会議法案の国会提出にあたって」および決議「日本学術会議法案の修正について」を採択しました。しかし政府は、学術会議の修正を受け入れず、国会審議でも学術会議の独立性への懸念が払拭されたとは言えません。

現に、5 月 9 日の衆議院内閣委員会で坂井学内閣府担当相は、「特定のイデオロギーや党派的主張を繰り返す会員は、今度の法案で解任できる」と述べました。法案は、学識にかかわらず、会員に対する違憲の思想選別が行われうることを示し、上記 5 要件の④⑤に抵触します。

さらに同法案は、学術会議の活動全般を首相任命の「監事」が監査し、内閣府に設置される「評価委員会」が評価するなど、学術会議を政府の管理・統制下に置くものであり、到底認められません。

現行の日本学術会議法は前文で「科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与する」と設立の趣旨をうたっています。しかし、同法案は、この前文を削除しています。学術会議は、戦前の日本において政府主導の言論統制や軍事に学問や科学が動員されたことへの反省の上に、「学問の自由」を保障する日本国憲法に立脚し、科学者の総意の下、平和的復興への貢献を使命として 1949 年に設立されました。前文の削除は、学術会議の理念そのものの否定だけに留まらない重大な事柄です。

そもそも今回の改正案は、2020 年に菅義偉首相（当時）が 6 人の会員候補を任命拒否したことに端を発しています。しかし政府は、任命拒否の理由を一切明らかにしないまま、学術会議の組織のあり方に問題をすり替えました。衆議院の審議においても政府は説明責任を果たしませんでした。

私たちは、同法の衆議院採決に断固抗議するとともに、参議院での徹底した審議を通して同法案を廃案とするよう強く求めるものです。

以上